個人情報取扱事業者は、開示等の請求等（※１）において、これを受け付ける方法として次の⑴から⑷までの事項を定めることができる（※２）。

なお、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※３）に置いておかなければならない（３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならず、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※４）。

また、個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（住所、ＩＤ、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

⑴　開示等の請求等の申出先

（例）担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付ＦＡＸ番号、メールアドレス等

⑵　開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法

（例）郵送、ＦＡＸ、電子メールで受け付ける等

⑶　開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法（※５）

⑷　保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

（※１）「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め（３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）参照）、又は保有個人データの開示（３－５－２（保有個人データの開示）参照）、訂正等（３－５－３（保有個人データの訂正等）参照）、利用停止等若しくは第三者提供の停止（３－５－４（保有個人データの利用停止等）参照）の請求をいう。

（※２）開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（※３）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

（※４）開示等の請求等を受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることとなるので注意が必要である。

（※５）確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

事例１）本人の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例２）代理人の場合：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、代理人については、代理を示す旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し）

３－５－７　手数料（法第33条関係）

法第33条

１　個人情報取扱事業者は、第27条第２項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第28条第１項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知（法第27条第２項）を求められ、又は保有個人データの開示の請求（法第28条第１項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※）に置いておかなければならない（法第27条第１項第３号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（※）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

３－５－８　裁判上の訴えの事前請求（法第34条関係）

法第34条

１　本人は、第28条第１項、第29条第１項又は第30条第１項若しくは第３項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

２　前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

３　前二項の規定は、第28条第１項、第29条第１項又は第30条第１項若しくは第３項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

自己が識別される保有個人データの開示（※１）、訂正等（※２）又は利用停止等（※３）若しくは第三者提供の停止（※４）の個人情報取扱事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を個人情報取扱事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該個人情報取扱事業者に到達した日から２週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない（※５）（※６）。

ただし、個人情報取扱事業者が当該裁判外の請求を拒んだとき（※７）は、２週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

（※１）保有個人データの開示については、３－５－２（保有個人データの開示）を参照のこと。

（※２）保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加又は削除のことをいう（３－５－３（保有個人データの訂正等）参照）。

（※３）保有個人データの利用停止等とは、保有個人データの利用の停止又は消去のことをいう（３－５－４（保有個人データの利用停止等）参照）。

（※４）保有個人データの第三者提供の停止については、３－５－４（保有個人データの利用停止等）を参照のこと。